

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における防火管理の徹底を期し、火災を未然に防止するとともに、災害による被害を最小限度にとどめることを目的とする。

(他の法令等との関係)

第2条 法人の防火管理に関しては、法令、内部規則又はこれらに基づく特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員等の責務)

第3条 法人の役員、職員、学生その他委託業務等に従事する者（以下「職員等」という。）は、この規程の定めるところにより、防火管理に関する諸活動に従事し、又は協力するものとする。

(定義)

第4条 この規程において、「部局」及び「部局長」とは、国立大学法人大分大学固定資産管理規程（平成19年規程第19号。以下「固定資産管理規程」という。）第9条別表第2に規定する不動産等の資産管理区分及び使用責任者をいう。

第2章 防火管理における責任者

(防火管理の総括等)

第5条 学長は、法人における防火管理全般を総括する。

2 学長が指名する理事は、学長の職務を補佐する。

3 防火管理に関する事務は、資産管理役が所掌する。

4 資産管理役は防火管理に関する事務を、固定資産管理規程第9条別表第2に規定する不動産等の資産管理区分に応じ、部局長に補助執行させるものとする。

(防火管理者及び防火管理区域)

第6条 資産管理役及び防火管理に関する事務を補助執行する部局長（以下「防火管理事務執行者等」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条に基づく防火管理者を選任し防火管理上必要な業務を行わせるものとする。

2 防火管理事務執行者等は、必要に応じて別に防火管理者を命ずることができる。

3 防火管理区域は、固定資産管理規程第9条別表第2に規定する不動産等の資産管理区分とする。

(防火管理者の職務)

第7条 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成及び変更に関すること。

(2) 自衛消防隊の組織及び訓練に関すること。

(3) 消防計画に基づく消火、通報、避難及び避難誘導訓練の実施に関すること。

(4) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。

(5) 避難又は防火上必要な構造物及び設備の維持管理並びに収容人員の管理に関すること。

(6) 火気の使用又は取扱いの指導監督に関すること。

(7) 業務上貯蔵、取り扱う危険物類の火災予防の指導監督に関すること。

(8) 附属病院における担送患者、妊婦、乳幼児等の独歩不能患者の収容状況の把握及び避難対策に関すること。

(9) 新築、増改築、修繕及び模様替等の工事における火災予防上の指導に関すること。

(10) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(防火管理組織)

第8条 防火管理事務執行者等は、火災予防の徹底を期すため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火元取締責任者を置くものとする。

(防火担当責任者)

第9条 防火担当責任者は、国立大学法人大分大学固定資産管理細則（平成19年細則第2号。以下「固定資産管理細則」という。）第3条に規定する監守者をもってこれに充て、火元取締責任者を督励し、その区域に所属する重要な書類、物品及び施設等を火災から防御するよう、次の保全措置を行うものとする。

- (1) 重要な書類、物品等は、金庫等の安全なものに格納すること。
- (2) 災害発生に備え、重要なものから搬出できるようにしておくこと。
- (3) 火気を使用し、又は危険物等を使用保管するときは、その場所又は室に特別に表示すること。
- (4) 施設等が使用上又は防火上危険と認めるときは、防火管理者に通報すること。
- (5) その他防火上必要とする措置

(火元取締責任者)

第10条 火元取締責任者は、固定資産管理細則第3条に規定する補助監守者をもってこれに充て所属区域の火気を点検し、勤務中は常にその区域の火気取締に留意するとともに、帰宅の際は残火の完全消火、電源スイッチ、ガス栓の遮断その他安全を確認しなければならない。

2 補助監守者を指定していない場合は、防火担当責任者が火元取締責任者を兼ねるものとする。

第3章 防火設備の設置等

(消防用設備等の明示)

第11条 防火管理者は、消防用設備等について、標識等により、その所在及び使用上の必要事項を明示しておかなければならない。

(消防用設備等の維持、点検及び報告)

第12条 防火管理者は、消防用設備等の適切な管理及び機能保全のため、次に掲げる基準により、点検検査を行うものとする。

(1) 建築物等

区 分	検 査
建築物	6月に1回
電気設備	国立大学法人大分大学電気保安規程（平成16年規程第66号）の規定による
危険物関係	毎月1回
火気使用設備関係	3月に1回

(2) 消防用設備等

区分	外観及び機能点検	総合点検
消火器具	6月に1回	年1回
消火栓設備		
ハロゲン化物消火設備		
スプリンクラー設備		
自動火災報知設備		
非常放送設備		
避難器具		
誘導灯		
連結送水管及び消防用水		

- 2 防火管理者は、点検検査の結果に基づき、所要の改善措置を講ずるものとする。ただし、重要事項については、改善意見を添え防火管理事務執行補助者等に報告し、その指示に従って措置するものとする。
- 3 防火管理者は、消防用設備等の点検結果の報告書を、保存しておくものとする。
- 4 防火管理事務執行者等は、消防用設備等の点検結果について、法令の定めるところにより所轄消防機関に報告するものとする。

(防災センター)

第13条 挟間キャンパスに施設の防災管理のため、防災センターを置く。

- 2 防火管理者は、防災センターに勤務する者のうちから責任者を定め、次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - (1) 防災監視盤及びエレベーター監視盤の監視
 - (2) 火災発生の確認及び消防署への通報
 - (3) 火災発生の学内への通報

(自衛消防組織)

第14条 防火管理事務執行者等は、火災等の発生における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成するものとする。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務の分担は、別紙1自衛消防隊編成基準によるものとする。ただし、部局の実状に応じ編成の規模を変更し、又は他部局と共同して編成することができる。

(宿日直者の任務)

第15条 医学部における宿日直者は、常に火災防止に留意し、異常乾燥、強風その他火災が発生しやすい状況にあるときは、特に警戒に努めなければならない。

- 2 宿日直者は、消防用設備等の所在及び操作並びに火災発生時における関係者等への連絡方法を十分に心得ておかななければならない。
- 3 宿日直者は、火災の発生を知ったときは、初期消火並びに入院患者の避難及び安全確保に努めなければならない。

(教育及び訓練)

第16条 防火管理者は、職員等に対し、防火に関する教育及び次の表に掲げる訓練を適宜行うものとする。

訓練種別	訓練内容
総合訓練	火災通報、避難誘導等、連携して行う訓練
部分訓練	消火、火災通報、避難誘導等、個々に行う訓練
基礎訓練	屋内消火栓操作法、消火活動に使用する設備、器具の取扱い訓練
図上訓練	防火管理者、防災センター勤務者等による机上で行う訓練

- 2 防火管理者は、総合訓練又は部分訓練を行うときは、あらかじめ消防機関に連絡するものとする。

(消防機関との連絡)

第17条 防火管理者は、防火管理の適正を期すため、次に掲げる事項について、所轄消防機関との連絡を密にするものとする。

- (1) 査察の要請
- (2) 教育、訓練及び指導の要請
- (3) 消防法令に基づく諸手続
- (4) その他防火管理上必要な事項

(消防用設備等の設置に伴う届出及び検査)

第18条 学長は、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備を設置したとき

は、消防法第17条の3の2の規定に基づき、その旨所轄消防機関に届け出て、検査を受けなければならない。

第4章 職員等の責務

(職員等の遵守事項)

第19条 職員等及び法人の施設を利用する者は、次の事項を遵守するとともに、防火担当責任者、火元取締責任者及び防災センター職員が行う防火管理上の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、可燃物を安全な距離に置くとともに、周囲を常に整理、整頓し、火気使用中は、当該場所を離れないこと。
- (2) 火気使用後は、熱源を完全に遮断し、安全を確認すること。
- (3) 電気、ガスの配線及び配管を許可なく変更して使用しないこと。
- (4) 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近には、操作の支障となる物を置かないこと。
- (5) 喫煙は、所定の場所以外ではしないこと。
- (6) 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認の上退室すること。
- (7) 火気の不始末を発見したときは、臨機に適切な措置をとるとともに、当該火元取締責任者等へ報告すること。
- (8) 引火性、発火性の薬品等の室内への持込みは、必要最小限度にするとともに、その使用及び保管については、細心の注意を払うこと。
- (9) 防火管理上行われる巡視、点検検査、調査等には、協力すること。

(危険物等の取扱い)

第20条 危険物、準危険物及び特殊可燃物（以下「危険物等」という。）を取り扱う者は、前条に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等の容器又は包装の外部には、品目及び数量を明記しておくこと。
- (2) 危険物等の保管に当たっては、容易に転倒しないよう留意すること。
- (3) 危険物等の性質に従い、保管室内の温度、遮光及び換気に留意すること。
- (4) 危険物等の盗難防止のため確実な措置をとること。
- (5) 引火性の危険物の保管場所において、みだりに、火気を使用しないこと。

(火気使用等の規制)

第21条 防火管理者は、異状乾燥等により火災発生のおそれがあると認めるときは、必要に応じ、火気の使用を規制し、又は禁止することができる。

(臨時の火気使用)

第22条 火気を通常使用しない場所において、臨時に火気を使用するときは、別紙2の臨時火気使用許可願により、防火管理者の許可を受けなければならない。

(火災発見者の措置)

第23条 火災の発生を発見した者は、直ちに消防署及び防火管理者に連絡するとともに、消火器等を用いて、初期消火に努めなければならない。

2 挟間キャンパスにおいて、火災の発生を発見した者は、直ちに防災センターに連絡するとともに、消火器等を用いて初期消火に努めなければならない。

(火災時における職員の責務)

第24条 自衛消防隊に編入されている職員は、火災の発生を知ったときは、招集の有無にかかわらず火災現場に急行し、第14条第2項の規定により定められた任務に当たるものとする。

(火災時における職員の出勤)

第25条 職員は、帰宅後又は休日等において、法人に火災が発生し、又は近隣の火災等のため法人が被害を被るおそれがあることを知ったときは、直ちに出勤し、防火活動に従事するもの

とする。

(避難経路等)

第26条 防火管理者は、屋外へ通じる避難経路図を作成し、建物等に掲示するとともに、職員等及び法人の施設を利用する者並びに入院患者等に周知徹底するよう努めるものとする。

(緊急時の連絡方法等)

第27条 防火管理者は、火災の発生に備え、関係者等への連絡方法及び連絡順序をあらかじめ定めておくものとする。

(防火管理事務執行者等の報告)

第28条 防火管理事務執行者等は、次に掲げる事項について、速やかに学長に報告するものとする。

- (1) 防火管理者の選任及び解任
- (2) 第8条及び第14条による防火管理組織及び自衛消防隊を組織し又は変更したとき
- (3) 防火管理者より第12条第2項の報告を受けたもののうち特に重要なもの
- (4) 消防法第5条及び第17条の4による防火対象物の改修等の命令及び消防用設備等に関する措置命令を受けた場合は、その内容及びとった措置等
- (5) 火災等の事故発生の場合、その事実、状況、とった措置等
- (6) その他防火・防災上重要な事項

第5章 雑 則

(火災以外の災害への準用)

第29条 震災、風水害その他の災害については、特に定めがあるもののほか、この規程を準用する。

(雑則)

第30条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成16年規程第62号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第48号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第17号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第26号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第79号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

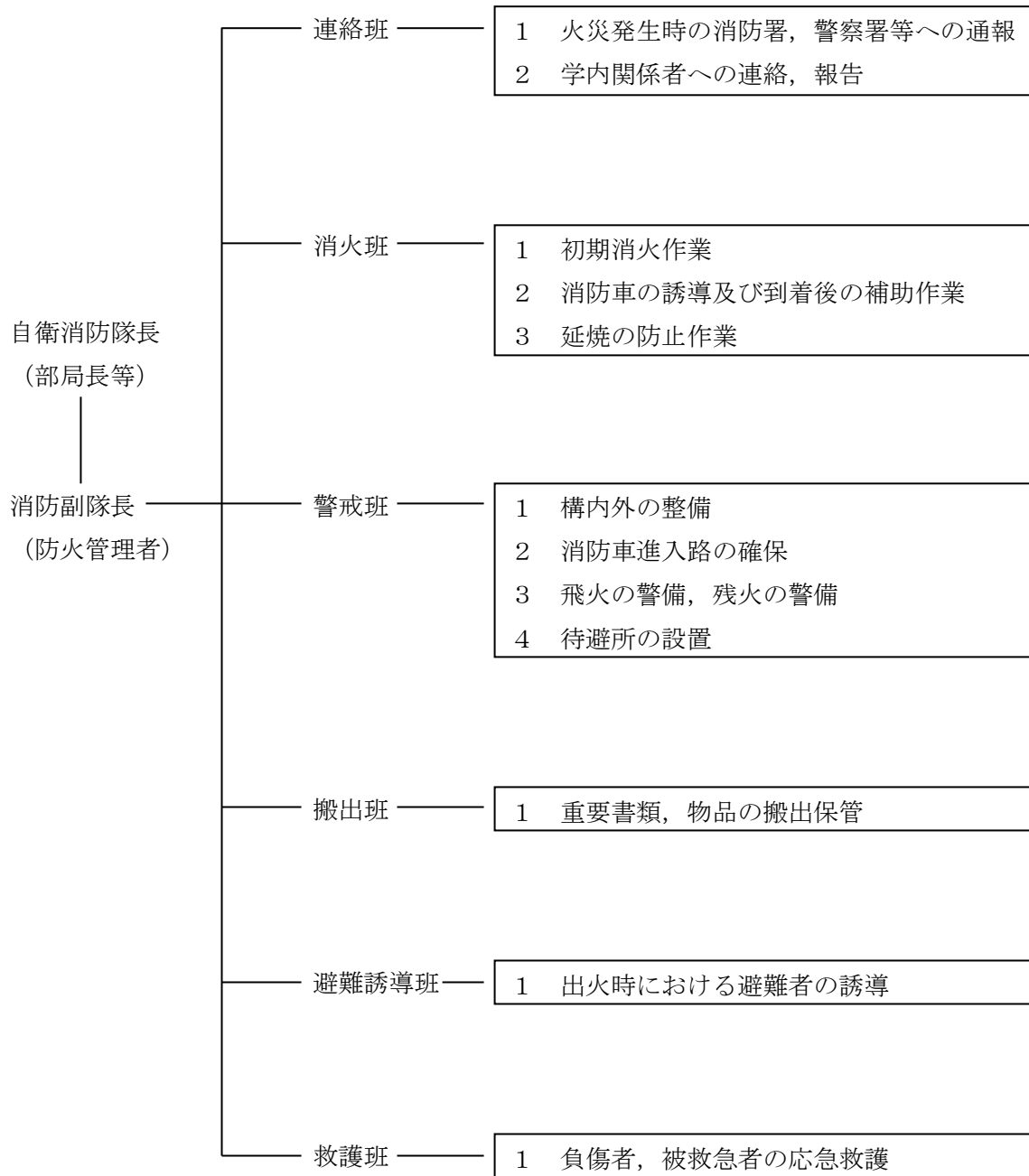
附 則 (平成24年規程第82号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第15号)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別紙1 自衛消防隊編成基準（第14条関係）



別紙2（第22条関係）

臨時火気使用許可願

年 月 日

防火管理者 殿

火気使用責任者

住 所（所 属）

名 称（氏 名）

（記名押印又は署名）

下記のとおり臨時に火気を使用したいので、許可くださるようお願いします。

記

1. 使用目的
2. 使用期間
3. 使用場所
4. 使用方法
5. 使用人数
6. 消火措置
7. その他